第7の3(1)の表中「

銚　子	21　22　23　24　25	0.01	銚　子	21　22　23　24　25	0.01
				42　36　45　43　33		
			新　島	21　22　23　24　25	0.03
				21　22　23　24　25	0.03
				42　45　51　43　52		
			小田原	21　22　23　24　25	0.01
小田原	21　22　23　24　25	0.01	五　條	14　15　16　17	
	38　36　49　47　52				
		0.01	五　條	14　15　16　17	0.01
				35　37　39　41		
			新　宮	14　15　16	
			新　宮	14　15　16　17	0.01
				38　42		
				17	0.01

」を「

銚　子	21　22	
	42　36	
新　島		

」に改め、同表（注）を（注1）とし、同（注1）の次に次のように加える。

（注2）　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

第7の3(2)の表中「

静　内	20　31　33　41　42	0.01	静　内	20※31※	
				39　35		
			新　島	20	0.03
				33※41　42	0.01
				37		
			小田原	18	0.01
				20※	0.03
				50		
小田原	18※	0.01	五　條	22	
	31				
		0.01	五　條	22※	0.01
				21		
			新　宮	20	
			新　宮	20※	0.01
				34		
					0.01

」を「

静　内	20※31※	
	39　35	
新　島		

」に改める。

○農林水産省告示第九百十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年三月十五日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22901	グルホシネートＰナトリウム塩液剤	ザクサ液剤	東京都中央区京橋二丁目４番16号　明治製菓株式会社　代表取締役社長　佐藤尚忠
22902	グルホシネートＰナトリウム塩液剤	ホクコーザクサ液剤	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　丸山孝雄

○農林水産省告示第九百十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年三月十六日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22903	シメトリン・ペノキススラム・ＭＣＰＢ粒剤	ブイゴールＳＭ１キロ粒剤	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　丸山孝雄
22904	エチプロール・シラフルオフェン・カスガマイシン・トリシクラゾール水和剤	ゲットワンエースフロアブル	〃
22905	クロラントラニリプロール・ピメトロジン・プロベナゾール粒剤	ホクコービルダーフェルテラチェス粒剤	〃
22906	クロラントラニリプロール・ピメトロジン・プロベナゾール粒剤	ビルダーフェルテラチェス粒剤	東京都中央区京橋二丁目４番16号　明治製菓株式会社　代表取締役社長　佐藤尚忠
22907	クロラントラニリプロール・ピメトロジン・プロベナゾール粒剤	シンジェンタビルダーフェルテラチェス粒剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　村田興文
22908	ＤＣＭＵ水和剤	ホクコーダイロンゾル	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　丸山孝雄

○農林水産省告示第九百十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年三月二十九日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22909	スピネトラム水和剤	ディアナＷＤＧ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
22910	スピネトラム水和剤	ディアナＳＣ	〃
22911	スピネトラム粒剤	ディアナ箱粒剤	〃
22912	クロチアニジン・スピネトラム・イソチアニル粒剤	スタウトダントツディアナ箱粒剤	〃

○農林水産省告示第九百十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年四月四日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦